

虐待防止対応規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛護会定款第1条に基づき法人が実施する事業(以下「法人事業」という。)の利用者に対して虐待防止を図るとともに、法人事業の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 利用者にワイセツな行為をすること又は利用者をしてワイセツな行為をさせること
- (3) 利用者の心身の正常な健康を妨げるような著しい減食、長時間の放置
- (4) 利用者の支援を著しく怠ること
- (5) 利用者に対する著しい暴言・言動
- (6) 利用者に著しい心理的外傷を与える行為や言動
- (7) 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 法人職員は、利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応しなければならない。

2 法人職員は、虐待を発見した際は、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止責任者)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、施設に虐待防止責任者を設置する。

2 虐待防止責任者は、各施設の施設長があたるものとする。

(虐待防止責任者の職務)

第6条 虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 苦情解決規程第4条に定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 虐待原因の改善状況の当事者(保護者も含む)及び第三者委員への報告
- (5) 支給決定市町村への報告

(虐待防止受付担当者)

第7条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、法人に虐待防止受付担当者を設置する。

- 2 虐待防止受付担当者は、各施設の施設長補佐があたるものとする。
- 3 法人職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、「虐待通報等連絡書」(様式第1号)により遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 虐待内容の虐待防止責任者及び第三者委員への報告
- (5) 虐待改善状況の虐待防止責任者への報告

2 第10条以降の「虐待通報者」は、通報者が法人職員及び第三者であっても「被虐待者本人及び保護者等」と読み替える。

(第三者委員)

第9条 第三者委員は、苦情解決規程第4条に定めた者とする。

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第11条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」（様式第2号）によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報受付・経過記録書」（様式第3号）に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

(虐待の報告・確認)

第12条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。

3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書」（様式第4号）によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならない。

4 利用者への虐待が認められた場合、虐待防止責任者は支給決定をした市町村窓口へ通報する。

(虐待解決に向けた協議)

第13条 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。

3 虐待通報者及び虐待防止責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

5 虐待防止責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書」（様式第5号）により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第14条 虐待防止責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面によ

り記録する。

- 2 虐待防止責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」(様式第6号)により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市町村の苦情相談窓口及び岩手県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

- 第15条 虐待防止責任者は、四半期ごとに別に定める「虐待受付および解決状況報告書」(様式第7号)により虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を理事長及び第三者委員に対し報告する。
- 2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告書、広報等実績を掲載、公表する。

(虐待防止のための職員等研修)

- 第16条 虐待防止責任者は、虐待防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。
- 2 虐待防止責任者は、倫理綱領を熟読し、法人職員にも周知しなければならない。
 - 3 研修は虐待防止啓発研修に限らず、障がい福祉を含めた、全人的な人格・資質の向上を目的として研修をする。
 - 4 研修は、保護者等に対しても行うものとする。

(権利擁護のための成年後見制度)

- 第17条 虐待防止責任者は、障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者本人及びその保護者等に啓発する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 一部改正、この規程は、平成27年4月1日から施行する。